

秋田市西部市民サービスセンター 特定建築物環境衛生管理業務仕様書

標記業務の実施に当たっては、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「ビル管理法」という。)」などの関係法規を遵守し、快適な施設環境を維持すること。また、労働安全衛生法などの関係法規を遵守し、安全管理に万全を期して業務を行うこと。

なお、本業務を実施するに当たっては、ビル管理法、同法施行令および同法施行規則などの関係法令に定められた有資格者を派遣し、同法等に定められた当該施設に係る各種業務を行うこと。

1 業務内容

- (1) 建築物環境衛生管理技術者の業務の受託（選任36か月）

ビル管理法ならびに同法施行令および同法施行規則などの関係法令に定められた当該施設に係る各種業務

- (2) 空気環境の測定
(3) 飲料水（水道水）の水質検査
(4) ねずみ等の点検・防除
(5) 報告書の提出

2の各業務終了後、その状況を、書面により速やかに報告するものとする。また、報告書の書式は、甲の指示がない箇所は、乙の標準書式とする。なお、必要に応じ報告書には作業写真も添付すること。

2 業務の実施時期

- (1) 空気環境の測定

測定点7ポイント (屋内6、外気1)	5月、7月、9月、11月、1月、3月に各1回
-----------------------	------------------------

- (2) 飲料水（水道水）の管理業務の水質検査

省略不可項目(11項目) 重金属(4項目) 蒸発残留物(1項目)	8月、2月に各1回
消毒副生成物(12項目)	6月1日から9月30日までの間に1回

- (3) ねずみ等の点検・防除

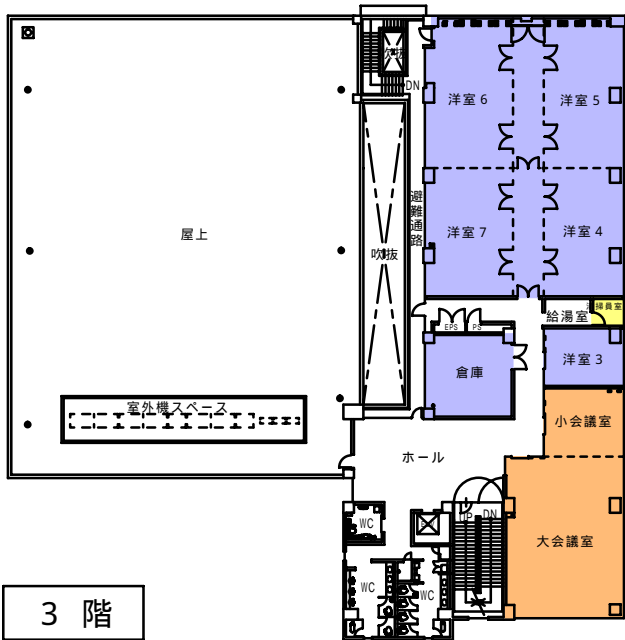
ねずみ、害虫の点検 および防除	8月、2月に各1回
--------------------	-----------

3 施設の概要

- (1) 名称 秋田市西部市民サービスセンター
(2) 住所 秋田市新屋扇町13番34号
(3) 構造 鉄筋コンクリート造3階（一部PHあり）
(4) 面積 延べ床面積3,643.69㎡

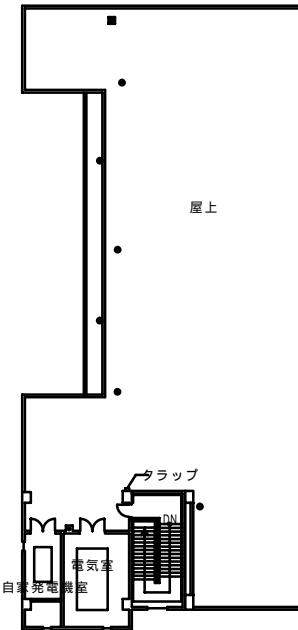
4 業務履行期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで



3階

- 共用エリア
- 住民自治施設エリア
- 支所エリア
- 子育て支援エリア
- バス待合いエリア
- その他エリア



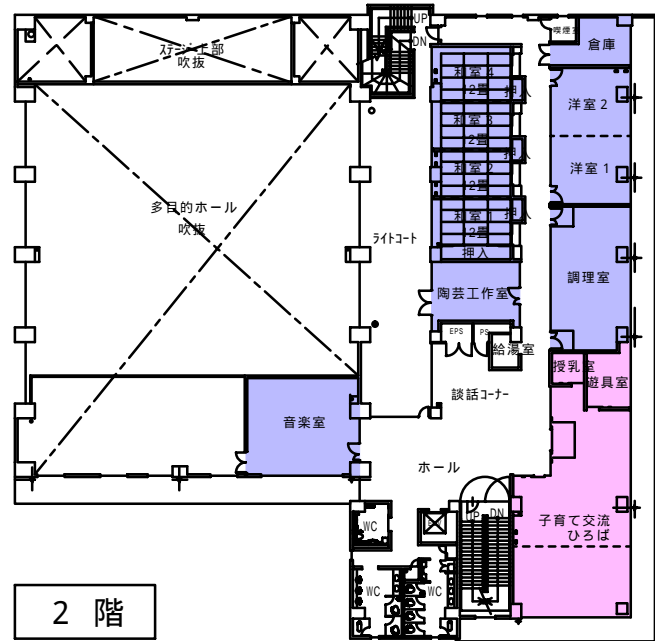
PH階

- 共用エリア
- 住民自治施設エリア
- 支所エリア
- 子育て支援エリア
- バス待合いエリア
- その他エリア



1階

- 共用エリア
- 住民自治施設エリア
- 支所エリア
- 子育て支援エリア
- バス待合いエリア
- その他エリア



2階

- 共用エリア
- 住民自治施設エリア
- 支所エリア
- 子育て支援エリア
- バス待合いエリア
- その他エリア

名 称	品 種 形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	備 考
秋田市西部市民サービスセンター特定建築物環境衛生管理業務委託						
1). 建築物環境衛生管理技術者選任費		36	ヵ月			
2). 空気環境測定		18	回			
3). 水質検査		6	回			
4). ねずみ等の点検・防除		6	回			
小 計						
消費税相当額						
計						